

## 第2項 指定水防管理団体の水防用備蓄器具、資材の基準

指定水防管理団体（市町）は、おおむね水防警報区域及び重要水防箇所内の堤防の延長およそ2キロメートルについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場を設け、次の器具資材を準備しておくものとする。

品名	数量	品名	数量
くわ	20丁	杭（長さ5m）	20本
つるはし	5丁	杭（長さ3m）	40本
掛矢	5個	杭（長さ2m）	80本
鋸	20本	ロープ	550kg
おの	5個	ブルーシート	200枚
スコップ	35丁	鎌	100挺
ハンマー	7個	11番鉄線	50kg
ペンチ	5個	14番鉄線	30kg
土のう袋	2,200俵	照明用具	若干

## 第3項 ため池管理者の水防資材・器具の整備

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資材・器材を備蓄しなければならない。

## 第4項 民間水防用資器材の確認

出水期において土木建築事務所長及び水防管理者は、あらかじめその区域内において水防用資器材を保有する商社、店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

## 第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知

### 第1項 水位の通報及び公表（法第12条）

- 1 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項）  
水防管理者、国又は都道府県は、水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。  
\*水防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）  
国又は都道府県は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。  
\*氾濫注意水位（警戒水位）は、水防団の出動の目安となる水位
- 3 水位の通報方法
  - (1) 国の機関が行う通報  
岩国土木建築事務所長は、小瀬川について、国土交通省太田川河川事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、岩国市水防本部及び和木町水防本部に通報する。  
防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、防府市水防本部、山口市水防本部及び防府警察署に通報する。
  - (2) 都道府県が行う通報及び公表  
水位の連絡系統については、第5節水位、雨量等の連絡系統「3雨量、水位の連絡系統」及び「4雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに必要に応じて行うものとなる。
- 4 欠測時等の措置  
国又は県は、自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、必要に応じてその状況を関係機関等に速やかに周知する。  
欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。

## 第2項 洪水予報（法第10条、第11条）

### 1 洪水予報の内容

国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

種類	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき

### 2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項）

#### (1) 洪水予報を行う河川名、実施区間

水系名	河川名	実施区間	基準地点
小瀬川水系	小瀬川	左岸 広島県大竹市小方町小方字安条山650番の1地先から海まで	小川津 両国橋
		右岸 山口県岩国市大字小瀬字深瀬3354番地先から海まで	
佐波川水系	佐波川	左岸 山口市徳地堀字土井の内2356の1地先から海まで	堀 漆尾 新橋
		右岸 山口市徳地堀字北野835地先から海まで	

#### (2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m) （警戒水位）	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m) （洪水特別 警戒水位）
小瀬川	小川津	岩国市大字小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20
	両国橋	岩国市大字小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90
佐波川	新橋	防府市西佐波令新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60
	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00
	堀	山口市徳地堀	2.0	3.00	3.90	4.30

#### (3) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
小瀬川	太田川河川事務所 広島地方気象台、下関地方気象台
佐波川	山口河川国道事務所 下関地方気象台

#### (4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表20のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表形式イメージ 付表20

#### (5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表21（佐波川洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表22（小瀬川水系洪水予報実施要領 付表2、付図2）のとおり定める。

◇参照 佐波川洪水予報実施要領 付表21  
小瀬川水系洪水予報実施要領 付表22

#### (6) 情報システム障害時の措置

山口河川国道事務所と下関地方気象台の資料の交換については、FAX又は電話等により必要に応じ、適宜通報する。

また、障害時の部外機関への伝達については、佐波川は山口河川国道事務所及び下関地方気象台、

小瀬川は太田川河川事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により確実に行う。

(注) 情報システム：山口河川国道事務所と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システムのこと。

### 3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報（法第11条）

#### (1) 予報実施区域及び基準地点

水系名	河川名	実施区域	基準地点
錦川水系	錦川	岩国市美川町足谷川の合流点から岩国市生見川の合流点まで	南桑
	錦川	左岸 岩国市下字井応木13番6地先から河口まで 右岸 岩国市行波字貞清278番2地先から河口まで	臥龍橋
	門前川	岩国市錦川からの分派点から河口まで	
樫野川水系	樫野川	山口市杖坂川の合流点から河口まで	鱒石朝田
	仁保川	左岸 山口市仁保下郷字長田1554番2地先から樫野川への合流点まで 右岸 山口市仁保下郷字名字河内2008番3地先から樫野川への合流点まで	御堀橋
厚東川水系	厚東川	宇部市厚東川ダムから河口まで	持世寺
島田川水系	島田川	左岸 周南市大字小松原字筏場7番4地先から河口まで 右岸 周南市大字小松原字城山810番2地先から河口まで	島田

#### (2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m) (警戒水位)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m) (洪水特別警戒水位)
錦川	臥龍橋	岩国市錦見3203番地	3.50	4.20	4.80	5.30
	南桑	岩国市美川町南桑字滝の上3452番1	3.50	4.70	6.00	6.60
樫野川	朝田	山口市朝田2726地先	3.10	3.80	5.00	6.10
	鱒石	山口市惣太夫町261-2	1.20	2.00	2.10	2.60
仁保川	御堀橋	山口市大内御堀字下千坊4714-7	2.00	2.20	2.40	2.60
厚東川	持世寺	宇部市大字吉見字中野瀬	3.80	5.00	5.10	5.50
島田川	島田	光市三井8丁目	2.40	3.00	3.40	4.40

#### (3) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
錦川	岩国土木建築事務所
門前川	下関地方気象台
樫野川	防府土木建築事務所
仁保川	下関地方気象台
厚東川	宇部土木建築事務所 下関地方気象台
島田川	周南土木建築事務所 下関地方気象台

#### (4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表20のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表20

#### (5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表23（錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表24（樫野川水系樫野川及び仁保川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表25（厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表26（島田川水系島田川の洪水予報実施要領 付表2、付図2）のとおり定める。

#### (6) 洪水予報の伝達方法

土木建築事務所長は、洪水予報を発するときは、洪水予報用紙をFAXで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。一般加入回線が途絶している場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し伝達するものとする。

(7) 情報システム障害時の措置

土木建築事務所と下関地方気象台の資料及び予報文案の交換については、FAX又は電話等により必要に応じ、適宜通報する。

また、障害時の部外機関への伝達については、土木建築事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により確実に行う。

(注) 情報システム：山口県と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システムのこと。

第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）

1 水位情報の内容

国土交通省又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知される。

2 国の機関が行う水位情報の通知（法第13条第1項）

国が指定する河川について氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは都道府県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

なお、山口県における国管理河川（小瀬川及び佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われぬ。

3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

都道府県が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係市町の長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

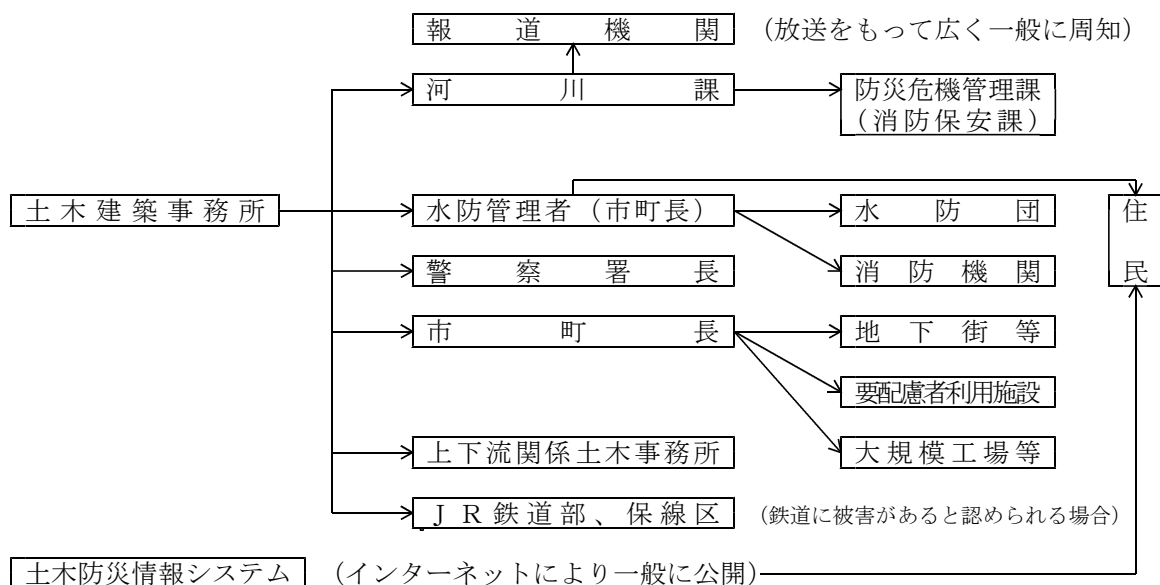
(1) 水位周知河川

知事が水防警報を発する指定河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川及び洪水予報河川区域 付表5

(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法

土木建築事務所長は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知するときは、水位周知用紙をファックスで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。一般加入回線が途絶えている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 水位周知用紙 付表6-2